

○航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
航空法関係手数料令(平成九年政令第二百八十四号)(抄)

.....
1

改正案	現行
<p>（無人航空機の登録等に係る手数料の額）</p> <p>第八条 法第百三十五条第二十三号又は第二十四号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、二千四百円（法第百三十一条の六第一項の登録又は法第百三十一条の八第一項の登録の更新の申請（以下この条において「登録等の申請」という。）を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあつては、二千円）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が当該登録等の申請を電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）により行う場合における手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 当該登録等の申請を行う者が国土交通大臣に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により本人であることを確認を受ける場合その他これに類するものとして国土交通省令で定める場合 九百円（当該登録等の申請を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあつては、八百九十円）</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 千四百五十円（当該登録等の申請</p>	<p>（新設）</p>

を行う者が同時に他の登録等の申請を行う場合における当該他の登録等の申請にあつては、千五十円)

第九条 (略)

別表第一(第二条関係)

納付しな ければな らない者	一 法第 十條第 一項の 耐空証 明を申 請する 者	イ 法第 十條第 五項第 一號か ら第四 号まで に掲げ る航空 機以外 の航空 機	飛行機	最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの	一基の 發動機 を有す るもの (以下 「単発 機」と いう。)	手数料の額
						三百七十三万 三千六百円(電 子申請によ る場合に あつては、 三百七十三 万三千百 円)

第八条 (略)

別表第一(第二条関係)

納付しな ければな らない者	一 法第 十條第 一項の 耐空証 明を申 請する 者	イ 法第 十條第 五項第 一號か ら第四 号まで に掲げ る航空 機以外 の航空 機	飛行機	最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの	一基の 發動機 を有す るもの (以下 「単発 機」と いう。)	手数料の額
						三百七十三万 三千六百円(情 報通信技術 を活用した行 政の推進等に 関する法律(平 成十四年法 律第五百十一 号)第六條第 一項の規定に より同項に規 定する電子情 報処理組織を 使用して(以下 「電子情報 処理組織によ り」という。)証明を申請 する場合(以

最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	二基以上の発動機を有するもの（以下「多発機」という。）	七百四十九万九千三百円（電子申請による場合は、七百四十九万八千九百円）
	七百四十九万九千三百円（電子申請による場合は、七百四十九万八千九百円）	七百四十九万九千三百円（電子申請による場合は、七百四十九万八千九百円）

最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	二基以上の発動機を有するもの（以下「多発機」という。）	七百四十九万九千三百円（電子申請による場合は、七百四十九万八千九百円）	下「電子証明申請の場合」という。）にあっては、三百七十三万三千百円）
	七百四十九万九千三百円（電子証明申請による場合は、七百四十九万八千九百円）	七百四十九万九千三百円（電子証明申請による場合は、七百四十九万八千九百円）	七百四十九万九千三百円（電子証明申請による場合は、七百四十九万八千九百円）

回転翼 航空機		最大離陸重量三千七百七十五キログラム以下のもの	単発機	多発機
三百七十四万三千百円(電子申請による場合にあつては、三百七十四万二千六百円)		三百七十四万三千百円(電子申請による場合にあつては、七百五十一万三千二百円)	七百五十一万三千六百円(電子申請による場合にあつては、七百五十一万三千二百円)	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの

回転翼 航空機		最大離陸重量三千七百七十五キログラム以下のもの	単発機	多発機
三百七十四万三千百円(電子証明申請の場合にあつては、三百七十四万二千六百円)		三百七十四万三千百円(電子証明申請の場合にあつては、七百五十一万三千二百円)	七百五十一万三千六百円(電子証明申請の場合にあつては、七百五十一万三千二百円)	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの

口 法第 十條第 五項第 一號か ら第三	飛行機	飛行船	滑空機		円を加算した 額
	最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの		動力滑空機	その他の滑空機	
	単発機				
	五万四百円（ 電子申請によ る場合にあっ ては、四万九 千九百円）	七百四十七万 五千五百円（ 電子申請によ る場合にあっ ては、七百四 十七万五千百 円）	百四十二万千 百円（電子申 請による場合 にあっては、 百四十二万七 百円）		

口 法第 十條第 五項第 一號か ら第三	飛行機	飛行船	滑空機		円を加算した 額
	最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの		動力滑空機	その他の滑空機	
	単発機				
	五万四百円（ 電子証明申請 の場合にあっ ては、四万九 千九百円）	七百四十七万 五千五百円（ 電子証明申請 の場合にあっ ては、七百四 十七万五千百 円）	百四十二万千 百円（電子証 明申請の場合 にあっては、 百四十二万七 百円）		

号までに掲げる航空機（同条第六項各号に掲げる航空機を除く。）

回転翼 航空機			
最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの		最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	
単発機			多発機
五万八千八百円（電子申請による場合には、五万四百円）		九万七千九百円（電子申請による場合には、九万七千四百円）	九万七千九百円（電子申請による場合には、九万七千四百円）
多発機			九万八千八百円（電子申請による場合には、九万八千八百円）

号までに掲げる航空機（同条第六項各号に掲げる航空機を除く。）

回転翼 航空機			
最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの		最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	
単発機			多発機
五万八千八百円（電子証明申請の場合には、五万四百円）		九万七千九百円（電子証明申請の場合には、九万七千四百円）	九万七千九百円（電子証明申請の場合には、九万七千四百円）
多発機			九万八千八百円（電子証明申請の場合には、九万八千八百円）

		滑空機	
その他の滑空機	動力滑空機	最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの	
五万六千九百円（電子申請）	五万九千三百円（電子申請）による場合にあっては、五万八千八百円	九万八千八百円（電子申請）による場合にあっては、九万八千四百円（に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごと）に七千円（電子申請による場合にあっては、六千九百円）を加算した額	あつては、九万八千四百円

		滑空機	
その他の滑空機	動力滑空機	最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの	
五万六千九百円（電子証明）	五万九千三百円（電子証明）申請の場合にあっては、五万八千八百円	九万八千八百円（電子証明）申請の場合にあっては、九万八千四百円（に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごと）に七千円（電子証明申請の場合にあっては、六千九百円）を加算した額	あつては、九万八千四百円

		ハ 法第 十條第 五項第 四号に 掲げる 航空機		
		飛行機		飛行船
最大離陸重量五千 七百キログラムを 超えるもの	最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの		単発機	による場合に あつては、五 万六千四百円 ）
	多発機			
	六百五十六万 八千六百円（ 電子申請によ る場合にあつ ては、六百五 十六万八千二 百円）	三百二十七万 七百元（電子 申請による場 合にあつては 、三百二十七 万二百万円）	九万六千四百 円（電子申請 による場合に あつては、九 万六千円）	

		ハ 法第 十條第 五項第 四号に 掲げる 航空機		
		飛行機		飛行船
最大離陸重量五千 七百キログラムを 超えるもの	最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの		単発機	申請の場合に あつては、五 万六千四百円 ）
	多発機			
	六百五十六万 八千六百円（ 電子証明申請 の場合にあつ ては、六百五 十六万八千二 百円）	三百二十七万 七百元（電子 証明申請の場 合にあつては 、三百二十七 万二百万円）	九万六千四百 円（電子証明 申請の場合に あつては、九 万六千円）	

		回 轉 翼 航 空 機		
最大離陸重量三千 百七十五キログラ ムを超えるもの		最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの		では、六百五十六万八千二百円)に、五千七百キログラムを超える五十七万七千四百八十九円を加算した額
		単発機	多発機	
電子申請によ	六千五百七十七万七千八百円(三百二十八万二千二百円(電子申請による場合にあつては、三百二十七万九千八百円)	六百五十七万七千八百円(電子申請による場合にあつては、六百五十七万七千四百百円)	

		回 轉 翼 航 空 機		
最大離陸重量三千 百七十五キログラ ムを超えるもの		最大離陸重量三千百七十五キログラム以下のもの		では、六百五十六万八千二百円)に、五千七百キログラムを超える五十七万七千四百八十九円を加算した額
		単発機	多発機	
電子証明申請	六千五百七十七万七千八百円(三百二十八万二千二百円(電子証明申請の場合にあつては、三百二十七万九千八百円)	六百五十七万七千八百円(電子証明申請の場合にあつては、六百五十七万七千四百百円)	

	滑空機	
その他の滑空機	動力滑空機	
百二十四万四千九百円(電子申請による場合は、百二十四万四千五百円)	百五十六万三千三百円(電子申請による場合は、百五十六万九百円)	る場合にあっては、六百五十七万七千四百円)に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごと(電子申請)による場合にあっては、四十五万五千六百円)を加算した額

	滑空機	
その他の滑空機	動力滑空機	
百二十四万四千九百円(電子証明申請の場合にあっては、百二十四万四千五百円)	百五十六万三千三百円(電子証明申請の場合にあっては、百五十六万九百円)	の場合にあっては、六百五十七万七千四百円)に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごと(電子証明)申請の場合にあっては、四十五万五千六百円)を加算した額

二 法第 十二條 第一項 の型式 証明を 申請す る者			
イ その 型式の 設計に ついて 国際民 間航空 条約の 締約国 たる外 国が型 式証明 の行為 をした		二 法第十條第六項各号に掲げる航空 機	
飛行機		飛行船	
最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの			
単発機			
多発機			
二十五万七千 八百円（電子 申請による場 合にあつては 、二十五万七 千四百円）		十四万六千五 百円（電子申 請による場合 にあつては、 十四万六千円 ）	
		三千八百円（ 電子申請によ る場合にあつ ては、三千三 百五十円）	
		六百四十一万 四千六百円（ 電子申請によ る場合にあつ ては、六百四 十一万四千二 百円）	
		）	

二 法第 十二條 第一項 の型式 証明を 申請す る者			
イ その 型式の 設計に ついて 国際民 間航空 条約の 締約国 たる外 国が型 式証明 の行為 をした		二 法第十條第六項各号に掲げる航空 機	
飛行機		飛行船	
最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの			
単発機			
多発機			
二十五万七千 八百円（電子 証明申請の場 合にあつては 、二十五万七 千四百円）		十四万六千五 百円（電子証 明申請の場合 にあつては、 十四万六千円 ）	
		三千八百円（ 電子証明申請 の場合にあつ ては、三千三 百五十円）	
		六百四十一万 四千六百円（ 電子証明申請 の場合にあつ ては、六百四 十一万四千二 百円）	
		）	

航空機

最大離陸重量三千 百七十五キログラ	回 轉 翼 航 空 機		最大離陸重量五千 七百キログラムを 超えるもの
	多発機	単発機	
最大離陸重量三千 百七十五キログラ	多発機	単発機	申請による場 合にあつては 、二十五万七 千四百円)に 、五千七百キ ログラムを超 える五千七百 キログラムご とに一万二千 四百円を加算 した額
二十五万九千 三百円(電子	二十五万九千 三百円(電子 申請による場 合にあつては 、二十五万八 千八百円)	十四万七千四 百元(電子申 請による場合 にあつては、 十四万七千円)	二十五万七千 八百円(電子 申請による場 合にあつては 、二十五万七 千四百円)に 、五千七百キ ログラムを超 える五千七百 キログラムご とに一万二千 四百円を加算 した額

航空機

最大離陸重量三千 百七十五キログラ	回 轉 翼 航 空 機		最大離陸重量五千 七百キログラムを 超えるもの
	多発機	単発機	
最大離陸重量三千 百七十五キログラ	多発機	単発機	証明申請の場 合にあつては 、二十五万七 千四百円)に 、五千七百キ ログラムを超 える五千七百 キログラムご とに一万二千 四百円を加算 した額
二十五万九千 三百円(電子	二十五万九千 三百円(電子 証明申請の場 合にあつては 、二十五万八 千八百円)	十四万七千四 百元(電子証 明申請の場合 にあつては、 十四万七千円)	二十五万七千 八百円(電子 証明申請の場 合にあつては 、二十五万七 千四百円)に 、五千七百キ ログラムを超 える五千七百 キログラムご とに一万二千 四百円を加算 した額

飛行船	滑空機		ムを超えるもの
	その他の滑空機	動力滑空機	
二十五万五千九百円（電子申請による場合） 、二十五万五	十万四千七百円（電子申請による場合） あつては、十 万四千二百円	十一万三千三百円（電子申請による場合） あつては、十 一万九百円	申請による場合 あつては、 二十五万八 千八百円）に 、三千百七十 五キログラム を超える三千 百七十五キロ グラムごとに 七千三百円を 加算した額

飛行船	滑空機		ムを超えるもの
	その他の滑空機	動力滑空機	
二十五万五千九百円（電子証明申請の場合） 、二十五万五	十万四千七百円（電子証明申請の場合） あつては、十 万四千二百円	十一万三千三百円（電子証明申請の場合） あつては、十 一万九百円	証明申請の場合 あつては、 二十五万八 千八百円）に 、三千百七十 五キログラム を超える三千 百七十五キロ グラムごとに 七千三百円を 加算した額

回 転 翼 航 空 機		最大離陸重量三千七百七十五キログラム以下のもの	単発機	多発機
三百四十四万 千八百円(電 子申請による 場合にあつて は、三百四十 四万七千七百 円)		六百七十三万 四千七百円(電 子申請による 場合にあつて は、六百七十 三万四千五百 円)	六百七十三万 四千七百円(電 子申請による 場合にあつて は、六百七十 三万四千五百 円)	最大離陸重量三千 七百七十五キログ ラムを超えるもの

回 転 翼 航 空 機		最大離陸重量三千七百七十五キログラム以下のもの	単発機	多発機
三百四十四万 千八百円(電 子証明申請の 場合にあつて は、三百四十 四万七千七百 円)		六百七十三万 四千七百円(電 子証明申請 の場合にあつ ては、六百七 十三万四千五 百円)	六百七十三万 四千七百円(電 子証明申請 の場合にあつ ては、六百七 十三万四千五 百円)	最大離陸重量三千 七百七十五キログ ラムを超えるもの

三 法第 十三 条 第一 項							
イ 国 土 交 通 省 令 で 定	ハ (略)						
(1) 承 認 に 係 る		飛行船		滑空機			
飛行機			その他の滑空機	動力滑空機			
最大 離陸 重量 機							
単 発							
円 (電 子 申 請 に よ る 場 合 に		十 万 二 千 六 百	六 百 七 十 万 四 千 三 百 円 (電 子 申 請 に よ る 場 合 に あ つ て は、 六 百 七 十 万 四 千 二 百 円	百 六 十 一 万 六 千 八 百 円 (電 子 申 請 に よ る 場 合 に あ つ て は、 百 六 十 一 万 六 千 七 百 円	を 加 算 し た 額		

三 法第 十三 条 第一 項							
イ 国 土 交 通 省 令 で 定	ハ (略)						
(1) 承 認 に 係 る		飛行船		滑空機			
飛行機			その他の滑空機	動力滑空機			
最大 離陸 重量 機							
単 発							
円 (電 子 申 請 に よ る 場 合 に		十 万 二 千 六 百	六 百 七 十 万 四 千 三 百 円 (電 子 申 請 に よ る 場 合 に あ つ て は、 六 百 七 十 万 四 千 二 百 円	百 六 十 一 万 六 千 八 百 円 (電 子 申 請 に よ る 場 合 に あ つ て は、 百 六 十 一 万 六 千 七 百 円	を 加 算 し た 額		

機	動力滑空機	最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの	重量	
			三千百七十五キログラム以下のもの	三千百七十五キログラムを超えるもの
			十八万七千円	（電子申請による場合には、十八万六千五百円）
			十八万七千円	（電子申請による場合には、十七万三千百円）
			七万六千六百円	（電子申請による場合には、七万七千円）

機	動力滑空機	最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの	重量	
			三千百七十五キログラム以下のもの	三千百七十五キログラムを超えるもの
			十八万七千円	（電子承認申請の場合には、十八万六千五百円）
			十八万七千円	（電子承認申請の場合には、十七万三千百円）
			七万六千六百円	（電子承認申請の場合には、七万七千円）

四 法第 十三 条の 第二 項の 承認 を申 請す	イ (略)	ロ その 他の 変更 をし よう とす る場 合	(2) ・ (3) (略)	(1) 承認に 係る 変更 につ いて 国際 民間 航空 条約 の締 約国 たる 外国 が承 認そ の他 の行 為を した 航空 機	(2) ・ (3) (略)	飛行船	その他の 滑空機	六万五千五百 円(電子申 請による 場合に あつては、 六万五千 百円)
								十八万三千四 百円(電子 申請によ る場合 にあつて は、十八 万三千円)
								十五万六千 百円(電子 申請によ る場合に あつては、 十

四 法第 十三 条の 第二 項の 承認 を申 請す	イ (略)	ロ その 他の 変更 をし よう とす る場 合	(2) ・ (3) (略)	(1) 承認に 係る 変更 につ いて 国際 民間 航空 条約 の締 約国 たる 外国 が承 認そ の他 の行 為を した 航空 機	(2) ・ (3) (略)	飛行船	その他の 滑空機	六万五千五百 円(電子承 認申 請の 場合 にあ つて は、 六万 五千 百円)
								十八万三千四 百円(電子 承認申 請の 場合 にあ つて は、 十八 万三 千円)
								十五万六千 百円(電子 承認申 請の 場合 にあ つて は、 十

七 法第十七条の二第一項の航空機	六 (略)	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	五 法第十三条の二第三項の承認を申請する者		る者
			イ (略)	ロ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	
			ハ その他の航空機	電子申請による場合は、十二万五千円	五万五千六百円
				電子申請による場合は、九万九千七百円	十九万五千五百円 (電子申請による場合にあっては、十九万四千六百円)

七 法第十七条の二第一項の航空機	六 (略)	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	五 法第十三条の二第三項の承認を申請する者		る者
			イ (略)	ロ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	
			ハ その他の航空機	電子承認申請の場合にあっては、十二万五千円	五万五千六百円
				電子承認申請の場合にあっては、九万九千七百円	十九万五千五百円 (電子承認申請の場合にあっては、十九万四千六百円)

<p>九 法第 十八條 第一項 の予備 品証明 を申請 する者</p>	<p>八 法第 十七條 の第二 三項の 承認を 申請す る者</p>	<p>承認を 申請す る者</p>
	<p>イ 法第二十条第一項第一号の能力に ついて同項の認定を受けた者が承認 に係る設計及び設計後の検査をした 航空機</p> <p>ロ その他の航空機</p>	<p>イ 法第二十条第一項第一号の能力に ついて同項の認定を受けた者が承認 に係る設計及び設計後の検査をした 航空機</p> <p>ロ その他の航空機</p>
<p>二千四百円（ 電子申請によ る場合にあつ ては、千九百 五十円）</p>	<p>十一万六百元 （電子申請に よる場合にあ つては、十一 万二百円）</p>	<p>七万六千六百円 （電子申請に よる場合にあ つては、七万 二千二百円）</p> <p>十三万八千二 百円（電子申 請による場合 にあつては、 十三万七千七 百円）</p> <p>十一万二千元 ）</p>

<p>九 法第 十八條 第一項 の予備 品証明 を申請 する者</p>	<p>八 法第 十七條 の第二 三項の 承認を 申請す る者</p>	<p>承認を 申請す る者</p>
	<p>イ 法第二十条第一項第一号の能力に ついて同項の認定を受けた者が承認 に係る設計及び設計後の検査をした 航空機</p> <p>ロ その他の航空機</p>	<p>イ 法第二十条第一項第一号の能力に ついて同項の認定を受けた者が承認 に係る設計及び設計後の検査をした 航空機</p> <p>ロ その他の航空機</p>
<p>二千四百円（ 電子証明申請 の場合にあつ ては、千九百 五十円）</p>	<p>十一万六百元 （電子承認申 請の場合にあ つては、十一 万二百円）</p>	<p>七万六千六百円 （電子承認申 請の場合にあ つては、七万 二千二百円）</p> <p>十三万八千二 百円（電子承 認申請の場合 にあつては、 十三万七千七 百円）</p> <p>十一万二千元 ）</p>

一 法第 三十八	納付しな ければな らない者	区 分	手数料の額	備考 (略)	別表第五(第六条関係)	十 法第 二十条 第一項 の事業 場の認 定を申 請する 者	イ	初めて認定を申請する場合	六十万四千七百円(電子申請による場合)にあっては、六十万四千二百円)
	飛行場灯						ロ	その他の場合	二十四万三千六百円(電子申請による場合)にあっては、二十四万三千百円)
	陸上空 港等の						計器着陸装置を利 用して行う着陸又	三万九千五百 円(電子申請	

一 法第 三十八	納付しな ければな らない者	区 分	手数料の額	備考 (略)	別表第五(第六条関係)	十 法第 二十条 第一項 の事業 場の認 定を申 請する 者	イ	初めて認定を申請する場合	六十万四千七百円(電子情報処理組織により認定を申請する場合)以下この号において「電子認定申請の場合」という。にあっては、六十万四千二百円)
	飛行場灯						ロ	その他の場合	二十四万三千六百円(電子認定申請の場合)にあっては、二十四万三千百円)
	陸上空 港等の						計器着陸装置を利 用して行う着陸又	三万九千五百 円(電子情報	

二 航空	条第一 項の航 空保安 施設の 設置の 許可を 申請す る者				
飛行場灯	(略)	航空灯台	(略)		
陸上空			飛行場 灯火	は精密進入レーダ ーを用いてする着 陸誘導に従って行 う着陸の用に供す るもの(以下「精 密進入用灯火」と いう。)	に よる場合に あつては、三 万九千百円)
(略)			(略)	その他のもの	一万三百円(電 子申請によ る場合にあつ ては、九千八 百円)
					五千八百円(電 子申請によ る場合にあつ ては、五千三 百円)

二 航空	条第一 項の航 空保安 施設の 設置の 許可を 申請す る者				
飛行場灯	(略)	航空灯台	(略)		
陸上空			飛行場 灯火	は精密進入レーダ ーを用いてする着 陸誘導に従って行 う着陸の用に供す るもの(以下「精 密進入用灯火」と いう。)	処 理組織によ り許可を申請 する場合(以 下この号にお いて「電子許 可申請の場合 」という。) にあつては、 三万九千百円)
(略)			(略)	その他のもの	一万三百円(電 子許可申請 の場合にあつ ては、九千八 百円)
					五千八百円(電 子許可申請 の場合にあつ ては、五千三 百円)

(略)	航空灯台	保安施設についで法第四十条第二項の完成検査を受けようとする者		火
		(略)	港等の飛行場	航空機を使用する
			その他	航空機を使用する場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき
			その他	航空機を使用する場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき
九万百円(電子申請による場合)は、八万九千七百円)	十一万五千元(電子申請による場合)は、十一万四千六百円)	百二十五千二百円(電子申請による場合)は、百二十四千八百円)		

(略)	航空灯台	保安施設についで法第四十条第二項の完成検査を受けようとする者		火
		(略)	港等の飛行場	航空機を使用する
			その他	航空機を使用する場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき
			その他	航空機を使用する場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき
九万百円(電子検査申請の場合)は、八万九千七百円)	十一万五千元(電子検査申請の場合)は、十一万四千六百円)	百二十五千二百円(電子情報処理組織により検査を申請する場合)以下「電子検査申請の場合」という。)は、百二十四千八百円)		

三 航空 保安施 設につ いて法 第四十 三条第 二項に おいて 準用す る法第 四十二	V O R		(略)	(略)	V O R
	航空機を使用して検査を行 う場合であつて、国土交通 省の航空機を使用するとき	その他の場合			航空機を使用して検査を行 う場合であつて、国土交通 省の航空機を使用するとき
	百七十四万 九千九百 円(電子 申請による 場合にあつ ては、百 七十四万 五千五百 円)	百七十四万 九千九百 円(電子 申請による 場合にあつ ては、百 七十四万 五千五百 円)			百七十五万 四千四百 円(電子 申請による 場合にあつ ては、百 七十五万 三千七百 円)

三 航空 保安施 設につ いて法 第四十 三条第 二項に おいて 準用す る法第 四十二	V O R		(略)	(略)	V O R
	航空機を使用して検査を行 う場合であつて、国土交通 省の航空機を使用するとき	その他の場合			航空機を使用して検査を行 う場合であつて、国土交通 省の航空機を使用するとき
	百七十四万 九千九百 円(電子 検査申請の 場合にあつ ては、百 七十四万 五千五百 円)	百七十四万 九千九百 円(電子 検査申請の 場合にあつ ては、百 七十四万 五千五百 円)			百七十五万 四千四百 円(電子 検査申請の 場合にあつ ては、百 七十五万 三千七百 円)

		五 航空 保安施 設につ いて法 第四十 七条第 三項の 検査を 受ける 者		おいて 準用す る法第 四十四 条第四 項の検 査を受 けよう とする 者	
(略)	D M E	(略)	(略)	航空機を使用して検査を行 う場合であつて、国土交通 省の航空機を使用するとき	千円
	その他の場合				
(略)		(略)	(略)	航空機を使用して検査を行 う場合であつて、国土交通 省の航空機を使用するとき	十一万五千八 百円(電子申 請による場合 にあつては、 十一万五千四 百円)
	その他の場合			十一万五千八 百円(電子申 請による場合 にあつては、 十一万五千四 百円)	

		五 航空 保安施 設につ いて法 第四十 七条第 三項の 検査を 受ける 者		おいて 準用す る法第 四十四 条第四 項の検 査を受 けよう とする 者	
(略)	D M E	(略)	(略)	航空機を使用して検査を行 う場合であつて、国土交通 省の航空機を使用するとき	千円
	その他の場合			十一万五千八 百円(電子申 請による場合 にあつては、 十一万五千四 百円)	
(略)		(略)	(略)	航空機を使用して検査を行 う場合であつて、国土交通 省の航空機を使用するとき	十一万五千八 百円(電子申 請による場合 にあつては、 十一万五千四 百円)
	その他の場合			十一万五千八 百円(電子申 請による場合 にあつては、 十一万五千四 百円)	